

大阪労働局発表
令和5年11月2日(木)

照会先]
大阪労働局 労働基準部 安全課
(電話) 06(6949)6496

建設業における労働災害が増加しています！！

- 大阪労働局が建設現場をパトロール -

大阪府内の建設業において、労働災害が昨年同期に比べ大幅に増加しています。

大阪労働局(局長 荒木祥一)では、建設業における労働災害をこれ以上増加させないために、局幹部職員らによる建設現場パトロールを下記により実施します。(別紙1)

- 1 **対象現場** : 府内の建設工事施工現場 12現場(予定)
- 2 **出発式日時** : 令和5年11月10日(金) 13:00
- 3 **出発式場所** : 大阪合同庁舎第2号館5階 共用会議室C
- 4 **内容** : 労働災害が増加。そのうち、特に墜落・転落災害が増加。

大阪府内の建設業における休業4日以上労働災害が9月末時点で昨年同期より13.8%増加し、そのうち、特に墜落・転落災害が増加している。

労働災害の増加に歯止めをかけ、墜落・転落災害の撲滅を目指し、墜落制止用器具(安全帯)の確実な使用の徹底を図ることを推進する「命綱GO活動」を建設業労働災害防止協会大阪府支部と連携し、更なる推進を図っていく。(別紙1)

- 5 **取材にあたっての留意事項**

取材を希望される報道関係者は、別紙2「取材申込書」を11月9日(木)までに安全課あて以下のメールアドレスに添付してお申し込み願います。期日までにお申し込みいただいていない場合は、入場をお断りする場合があります。

e-mail: anzenka-oosakakyoku@mhlw.go.jp

お申し込みいただいた報道関係者は、パトロール当日11月10日(金) 12:50までに会場(別紙3、案内図参照)にお越しください。

- ※ 突発的な事情等により、パトロールを中止する場合は、当日11月10日(金) 10時までに電話でご連絡します。

建設現場安全衛生パトロール実施要綱

- 1 出 発 式 令和5年11月10日(金)
式開始 13時 出発 13時20分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館 5階 共用C会議室
大阪府中央区大手前4丁目1番67号
- 3 パトロール班 12班(各班3～4名)
<パトロール構成員>
大阪労働局 幹部職員等 8名
建設業労働災害防止協会大阪府支部 各役員 25名
建設荷役車両安全技術協会 4名
- 4 対 象 現 場 府内の建設工事施工現場 12現場を予定
- 5 出発式次第(概要)
 - ① 労働基準部長あいさつ
 - ② 建設業労働災害防止協会大阪府支部副支部長あいさつ
 - ③ パトロール実施の留意事項
 - ④ 安全唱和
- 6 配 布 資 料
以下の資料を各現場に配布する。
 - ① 大阪発・新4S運動
 - ② 命綱GO活動
 - ③ 「全業種で労働災害が増加しています！」リーフレット
 - ④ 労働災害の現況と死亡災害事例
 - ⑤ 令和5年死亡災害発生状況
 - ⑥ 令和5年死傷災害発生状況
 - ⑦ 令和5年度 労働衛生関係施策のあらまし
 - ⑧ 労働安全衛生法の新たな化学物質規制
 - ⑨ 大阪労働局第10次粉じん障害防止総合対策について
 - ⑩ 事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります。
- 7 取 材 に つ い て
上記1の出発式については、報道関係の取材を受ける。
(受付開始時間 12:30～)
なお、パトロール対象現場での取材については、対象現場の了承を得ていないため遠慮していただく。

令和5年 月 日

建設現場安全衛生パトロール 取材申込書

日 時 令和5年11月10日(金) 13:00～

出発式場所 大阪合同庁舎第2号館5階 共用会議室C

1 報道機関名	
2 取材担当者氏名	
3 入場希望人数	人
4 電話番号	() — ※ 当日、パトロール中止の連絡を入れる可能性がありますので、確実に連絡を行うことができる電話番号をご記入願います。
※5 メールアドレス	@

- ・上記1～4の項目をみれなくご記入ください。
5については、必須ではありません。

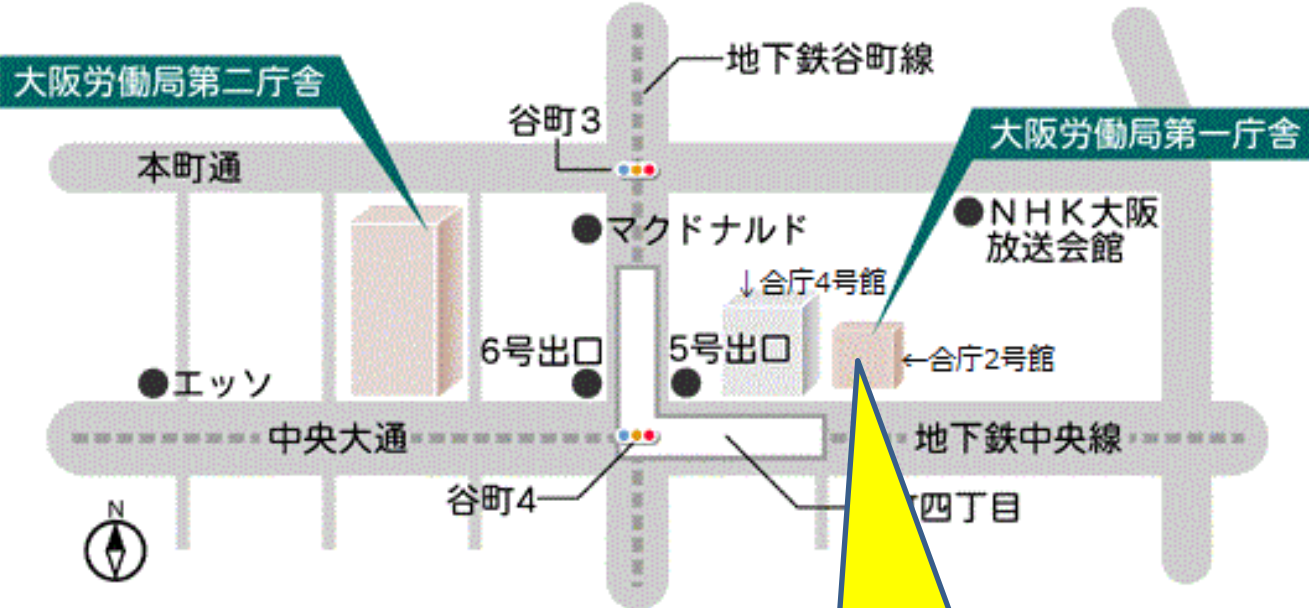
- ・お申し込みは、**必ず11月9日(木)まで**にお願いいたします。

<送信先>

大阪労働局労働基準部安全課

e-mail: anzenka-oosakakyoku@mhlw.go.jp

大阪合同庁舎 2 号館 案内図



会場：大阪合同庁舎第2号館
5階 C会議室

全業種で労働災害が増加しています！

～土木工事業、建築工事業、その他の建設業ともに増加傾向～

大阪府内における建設業の令和5年6月末現在の（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いた）休業4日以上死傷者数は、276人と、前年同期より42人増加しています。しかも、土木工事業、建築工事業、その他の建設業ともに前年より増加しています。

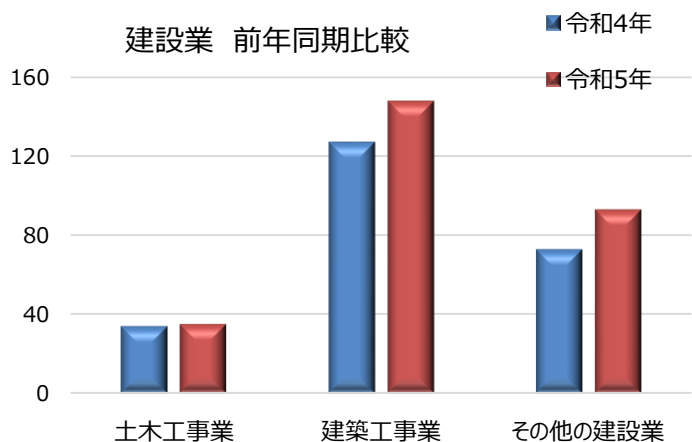
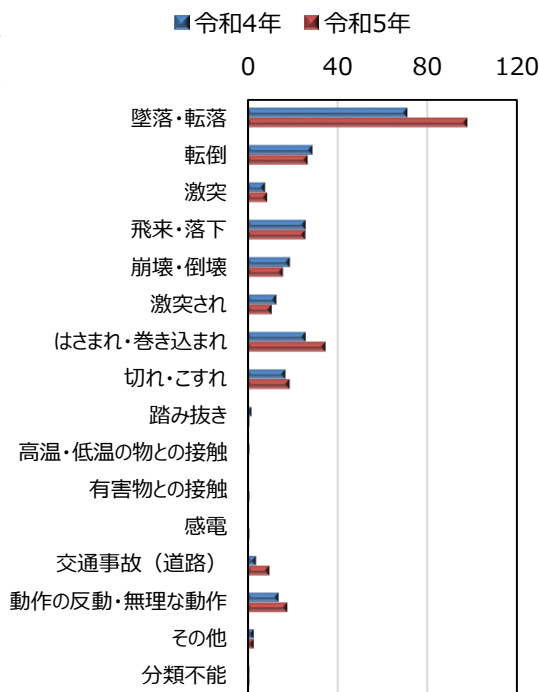
事故の型別では、墜落・転落によるものが前年同期より27人と最も増加しており、はさまれ・巻き込まれによるものが前年同期より9人と2番目に増加しています。

足場、建築物、開口部、はしご・脚立や荷役作業中のトラックからの墜落・転落災害、及び動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害が増えていますので、今一度、労使が一体となって災害防止対策に取り組んでいただきますようお願いします。

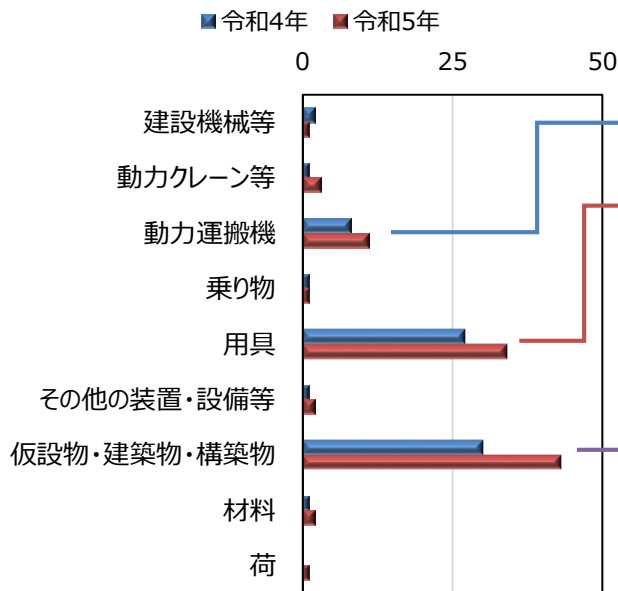
墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組んでください。

あわせて引き続き「命綱GO活動」を推進するほか、**墜落・転落災害の防止のリスクアセスメントに取り組んでください。**また、トラックの荷役作業中の保護帽の着用、昇降設備の設置に取り組んでください。さらに、はさまれ巻き込まれ災害について、安全装置の設置、建設機械との接触防止措置、リスクアセスメントに取り組んでください。

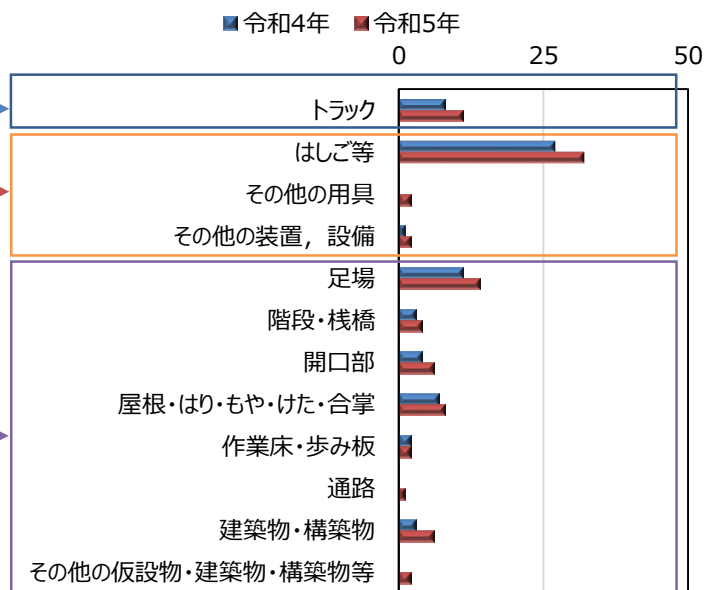
事故の型別 前年同期比較



墜落・転落災害 起因物別 前年同期比較



墜落・転落災害 動力運搬機、用具、仮設物等 起因物詳細



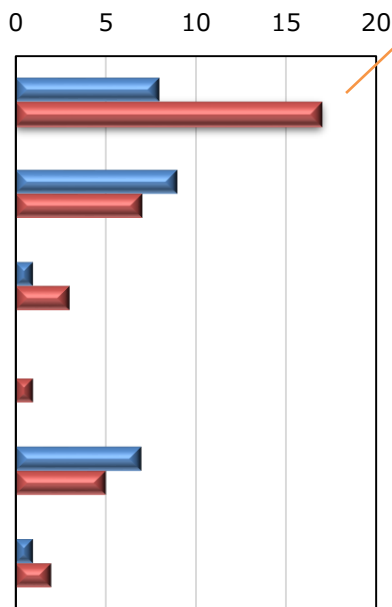
墜落・転落災害を起因物別で見ると、増加率が高いのは、仮設物・建築物・構築物等の43人で前年同期より13人（43.3%）増加しました。そのうち、足場が14人（前年同期11人）、建築物6人（前年同期3人）、開口部6人（前年同期4人）でした。

仮設物・建築物・構築物等以外の起因物で墜落・転落災害が多かったのは、はしご・脚立32人、トラック11人でした。

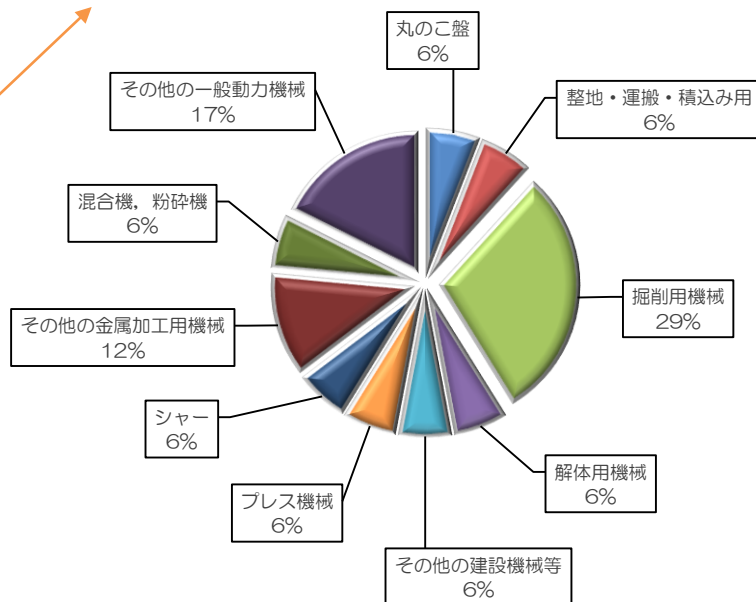
はさまれ・巻き込まれ災害

起因物別前年比較

■ 令和4年 ■ 令和5年



令和5年 はさまれ・巻き込まれ災害における 動力機械 詳細



今年の上半期のはさまれ・巻き込まれ災害は前年同期より9件増加して35件となりました。

そのうち、動力機械によるものが前年同期より9件増加して17件で、建設機械、金属加工用機械、一般動力機械が増加しました。特に建設機械のうち掘削用機械が動力機械の約3割を占める状況となっています。

墜落・転落災害やはさまれ・巻き込まれ災害防止のため、 KY活動、リスクアセスメント、危険の見える化に取り組もう

「KY活動」とは、潜んでいる危険を見つけること

Kは危険、Yは予知の頭文字です

ついウっかり・ボンヤリする、近道や省略などの横着をする、このような人の行動特性が誤った動作などの不安全な行動（ヒューマンエラー）をもたらし、事故や災害の原因となります。



こうした事故や災害を防止するため、仕事を始める前に、どんな危険が潜んでいるか、「これは危険」という危険な箇所について確認し合います。

そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが「指差し呼称」で安全を先取りしながら業務を進めます。このプロセスを、「KY活動」と呼びます。

「リスクアセスメント」とは、危険を評価し、対策を講じること

作業における危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害や健康障害の重篤度とその災害が発生する可能性の度を組み合わせてリスクを見積り、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減の措置を検討し、実施して、その結果を記録するという一連の手法が「リスクアセスメント」です。

（リスクアセスメント例）

No.	作業	危険要因	特定したリスク			リスクの見積・評価				
			～するとき	～したため	～になる	災害の重篤度	災害発生の可能性	リスクの大きさ	リスクレベル	
1	共用廊下の清掃作業	高所作業	エンタランスホールの屋根部の清掃をする	墜落防止設備がない	墜落する					みんなで検討して決めましょう！
2					
3					



No.	優先順位	リスク低減措置	対策後のリスクの見積・評価（予測）				残存リスク
			災害の重篤度	災害発生の可能性	リスクの大きさ	リスクレベル	
1		清掃業務を行うにあたり、契約外の作業箇所への立入りや住民等の居室等による作業範囲以外の箇所への立入りを禁止する					みんなで検討して決めましょう！
2		墜落による危険のおそれのある箇所では墜落禁止用器具を使用する					
3		...					

リスクアセスメントを実施することで、リスクが明確になり、リスクを職場全体で共有でき、安全対策の優先順位を決めることができます。また、残されたリスクに対する順守事項が明確になり、職場全体が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります。

危険の「見える化」とは、危険を共有すること

危険の「見える化」とは、職場の危険を従業員全員で共有するために可視化（＝見える化）することです。

KY活動で見つけた危険なポイントに、ステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。

墜落や衝突などのおそれのある箇所が分かっていると、慎重に行動することができます。



<ステッカーの種類>

命綱GO活動

墜落制止用器具＝安全帯（別名「命綱（いのちづな）」とも呼ばれている。）を着用しながらも使用しないことで多くの人命が失われています。

墜落・転落により命を落とすことなく、確実に使用することで命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、墜落制止用器具使用の徹底を図る活動です。

具体的実施事項

- 1 適正な墜落制止用器具の確実な使用
- 2 墜落制止用器具試行訓練の実施と墜落制止用器具の点検
- 3 墜落制止用器具取付設備の設置
- 4 二丁掛けフルハーネス型墜落制止用器具の使用
- 5 相互使用確認の徹底
- 6 危険体感教育・訓練の実施





足場からの墜落防止措置が強化されます！

足場からの墜落・転落災害が、相変わらず数多く発生していることから、令和5年3月に労働安全衛生規則（以下安衛則という）が改正され、足場からの墜落防止措置がさらに強化されました。

- ① 一側足場の使用範囲の明確化（安衛則第561条の2 令和6年4月1日施行）
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- ② 足場の点検を行う際、点検者を指名することの義務付け（安衛則第567条、568条、及び第655条 令和5年10月1日施行）
事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
- ③ 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加（安衛則第567条及び第655条 令和5年10月1日施行）
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます！

安衛則が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

- ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大（安衛則第151条の67、安衛則第151条の74 令和5年10月1日施行）
これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。
- ② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化（令和6年2月1日施行）
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4時間、実技教育 2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。
- ③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正（令和5年10月1日施行）
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページをご覧ください。



大阪労働局
第14次労働災害防止推進計画の
目標を達成するため、

大阪発・新4S運動

を展開しています。



「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」

Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.

安全見える化活動

安全Study活動

リスク評価推進活動

命綱GO活動